社会福祉法人やまびこ会

リハビリデイサービスさみた　通所介護重要事項説明書

ご利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を甲とし、
事 業 者　リハビリデイサービスさみた＿＿＿＿＿＿＿＿を乙とし、

下記のとおり施設介護サービス契約を締結します。

リハビリデイサービスさみた　利用開始日　令和　　年　　月　　日

甲に対する通所介護サービス提供開始にあたり、乙が甲に説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者概要

事業者名称	社会福祉法人やまびこ会
主たる事務所の所在地	奈良県北葛城郡河合町佐味田 198－1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　氏家　延子
電話番号	0745-58-3000

2　ご利用事業所

施設の名称	リハビリデイサービスさみた
施設の所在地	奈良県北葛城郡河合町佐味田 198-1
電話番号	0745-58-3020
ファクシミリ番号	0745-58-3002
通常の事業の実施地域	北葛城郡（河合町、上牧町、王寺町、広陵町） 生駒郡（三郷町、斑鳩町） 磯城郡（川西町、三宅町） 香芝市、大和高田市

3、ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	奈良県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホームさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400431	50 人
ショートステイさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400449	10 人
リハビリデイサービスさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400456	20 人

４、法人理念と運営の方針

法人理念	全ての方々との「縁」に感謝し、「和」の心で皆様と共に成長できるよう努めます。
施設運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

５、施設の概要

（１）施設の概要

敷地		2,738.01 ㎡
建物	構造	鉄骨造　4 階建（耐火建築）
	延べ床面積	2,987.16 ㎡
	入所利用定員	60 名（うち、ショートステイ 10 名）
	通所定員	20 名

（２）デイルーム

設備の種類	数	面積他
デイルーム	1 カ所	102.62 ㎡
静養室	1 カ所	ベッド 2 台
トイレ	2 カ所	男女共用（車イス可）
浴室	1 カ所	大浴槽、個浴
（トイレ）	1 カ所	男女共用（車イス可）

６、職員体制（主たる職員）

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	１名（兼務）		施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を行う
看護職員	４名（兼務）	５名（兼務）	利用者の健康状態の把握・管理をし、看護業務を行う
介護職員	３名（専従）	１名（専従）	個々に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、食事や排泄などの介助や援助を行う
生活相談員	２名（兼務）		利用者やその家族からの相談に応じ、援助を行う
機能訓練指導員	１名（専従） ４名（兼務）	５名（兼務）	利用者の状態や生活環境などを確認しながら、意向やニーズを汲取り、目標に向けて機能訓練を実施する

７、営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日含）
休業日	日曜日及び年末年始（１２月３１日～１月２日）
営業時間	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	８時４５分～１７時１５分

８、サービス内容

施設サービス種類	サービス内容
介護	排泄、移動、更衣等の日常生活のお世話などを行います。
看護	日常生活の体調管理などを行います。
食事	管理栄養士が状況に合わせて適切な食事管理を行います。
入浴	身体状況に応じ一般浴又は特殊浴槽にて実施します。
機能訓練	機能訓練指導員が機能の回復又は減退防止に努めます。
相談援助	生活相談員が生活全般の相談援助します。

９、利用料

（１）通常規模型通所介護費　単位数

要介護度 / サービス提供時間	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
２時間～３時間	３時間～４時間所定単位数の７０/１００（但し、利用条件あり）				
３時間～４時間	370	423	479	533	588
４時間～５時間	388	444	502	560	617
５時間～６時間	570	673	777	880	984
６時間～７時間	584	689	796	901	1,008
７時間～８時間	658	777	900	1,023	1,148
８時間～９時間	669	791	915	1,041	1,168

※別紙

（２）その他加算

加算種類	算定回数	単位数
入浴介助加算（Ⅰ）	日	４０
入浴介助加算（Ⅱ）	日	５５
中重度者ケア体制加算	日	４５
生活機能向上連携加算（Ⅰ）3月に1回限度	月	１００
生活機能向上連携加算（Ⅱ）1	月	２００
生活機能向上連携加算（Ⅱ）2	月	１００
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	日	５６
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	日	７６
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月	２０
ADL 維持加算（Ⅰ）	月	３０
ADL 維持加算（Ⅱ）	月	６０
認知症加算	日	６０
若年性認知症利用者受入加算	日	６０
栄養アセスメント加算	月	５０
栄養改善加算	回（月２回）	２００
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	６月に１回を限度	２０
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	６月に１回を限度	５
口腔機能向上加算（Ⅰ）	回（月２回）	１５０
口腔機能向上加算（Ⅱ）	回（月２回）	１６０
科学的介護推進体制加算	月	４０
送迎を行わない場合の減算	片道	△４７
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日	２２
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日	１８
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	日	６
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	月の介護保険合計単位数の１１．１％	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	月の介護保険合計単位数の１２．０％	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	月の介護保険合計単位数の１０．９％	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	月の介護保険合計単位数の１１．８％	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	月の介護保険合計単位数の９．９％	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	月の介護保険合計単位数の８．３％	

・（１）及び（２）の単位数には地域区分（河合町：７級地）から、１単位を１０．１４円で計算した金額を請求させて頂きます。
・利用料金の請求は、利用者の負担割合に応じた額で請求させていただきます。

（３）その他費用

その他費用項目	算定回数	金額
昼食代	１回	５５０円
おやつ代（希望のみ）	１回	１００円
日用品費	１回	１００円
教養娯楽費	１回	１００円
おむつ代	枚数	１５０円
リハビリパンツ代	枚数	１８０円
尿とりパット代	枚数	５０円

（４）交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた（１キロメートルあたり５０円）交通費の実費をいただきます。

10、支払い方法

（１）ご利用料金は毎月末日締めとし、翌月の１５日までに請求書を発行します。

（２）お支払い方法は、原則南都銀行の口座振替となります。口座振替日は毎月２０日となります。

（３）手続きの関係上、初回お支払い時のみ当施設事務所にて現金でお支払いください。

11、苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情受付担当者　相談員　乾 和司 苦情解決責任者　施設長　芳山 健司 ご利用時間　毎日午前 9 時～午後 6 時 ご利用方法　電話　0745-58-3000、FAX　0745-58-3002 ご意見箱（1 階エントランスに設置）
第三者委員	竹谷茂　（社会福祉法人やまびこ会評議員） 青木浩三（社会福祉法人やまびこ会監事） 連絡先　0745-58-3000（特別養護老人ホームさみた代表番号）
施設外相談窓口	河合町役場　福祉部福祉政策課 電話　0745-57-0200
	奈良県国民健康保険連合会　介護保険苦情処理窓口 電話　0745-29-8326

12、第三者評価の受審状況

なし

13、協力医療機関

医療機関の名称	医療法人友紘会　奈良友紘会病院
所在地	奈良県北葛城郡上牧町服部台 5 丁目 2-1
電話番号	0745-78-3588

14、非常災害時の対策（施設全館の概要）

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホームさみた消防計画」に則り対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">平常時の訓練等防災設備</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホームさみた消防計画」に則り年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します（入居者の方にも参加いただく場合もあります）。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>屋内消火栓</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>1 個所</td><td>非常通報装置</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>非常用電源</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>あり</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">防火管理者：芳山健司</td></tr>
</table>

15、虐待の防止のため対策

基本方針	・別途定める「特別養護老人ホームさみた高齢者虐待防止マニュアル」に則り対応を行います。 ・高齢者虐待防止について基本的方針・指針を作成し掲示します。
研修の実施	・別途定める「特別養護老人ホームさみた高齢者虐待防止マニュアル」に則り、研修を年２回実施します。
通知	・虐待が行われた、または虐待が疑われるような事例が認められた場合は、速やかに奈良県及び河合町等の保険者に報告し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
身体拘束の廃止	・別途定める「特別養護老人ホームさみた身体拘束排除マニュアル」に則り、原則として身体拘束は行いません。 ・身体拘束を行う場合は、別途定める「特別養護老人ホームさみた身体拘束排除マニュアル」に則り、保証人様等を含めた手続きを行います。

16、施設利用に当たっての留意事項

洗濯	施設では行いませんので、ご自宅でお願いします。
食べ物の持ち込み	原則禁止とします。必要に応じて職員にご相談下さい。
喫煙・飲酒	敷地内は禁煙となります。飲酒については、原則禁止となります。
設備・備品利用	施設内の設備、器具等は本来の用法でご利用下さい。破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
備品等の持ち込み	全てに名前を記入してください。

金銭・貴重品	全て自己責任のもとで管理してください。紛失等があっても当施設は一切の責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペット	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

17、衛生管理等

（１）施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

（２）施設は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

18、その他の事項

施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めます。

（1）施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設けます。

（2）施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとします。

（3）施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとします。

（4）事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

（5）従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記します。

（6）施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（7）施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（8）施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

附則

この重要事項説明書は、令和６年６月１日から適用します。

この重要事項説明書は、令和８年６月２１日から適用します。